

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の施行期日を定める政令案について

平成20年7月
国土交通省

1. 背景

第169回通常国会において、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号。以下「観光圏整備法」という。）が成立し、平成20年5月23日に公布されたところである。

観光圏整備法は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村又は都道府県による観光圏整備計画の作成、観光圏整備事業の実施に必要な関係法律の特例等について定めている。

観光圏整備法の施行期日については、同法附則第1条において「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」とされている。本政令案は、観光圏整備法の施行期日を定めるものである。

2. 概要

観光圏整備法の施行期日を、平成20年7月23日とする。

3. 今後のスケジュール（予定）

事務次官等会議	平成20年7月10日（木）
閣議	7月11日（金）
公布	7月16日（水）
施行	7月23日（水）